



# 金 沢 市 公 報

号外第 14 号

令和4年(2022年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 公 告	
○ 一般廃棄物処理計画のうち令和4年度実施計画について (ごみ減量推進課)	1

## 公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち令和4年度の実施計画を次のとおり公表します。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

- 1 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 処理区域  
金沢市全域
- 3 収集・処分の概要
  - (1) し尿を除く一般廃棄物
    - ① 発生量(見込み)

区 分		発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	112,200トン/年	144,320トン/年
	埋 立 ・ 粗 大 ご み	16,300トン/年	
	資 源 回 収	11,600トン/年	
	水 銀 含 有 製 品	120トン/年	
	集 団 回 収 等	4,100トン/年	

② 処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による収集・運搬及び処分方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系廃棄物」という。)

区 分		収 集 ・ 運 搬	処 分
燃やすごみ		直営、委託、自己搬入、許可業者	焼却
燃やさないごみ	埋立ごみ		破碎・焼却・埋立・資源化
	金属(空き缶以外)		資源化
	小型家電類		
	ライター		
資源回収	容器包装プラスチック		
	ペットボトル		
	空き缶		
	水銀含有製品		
	フロン回収製品		
スプレー缶・カセットボンベ			

空き瓶		
粗大ごみ		破碎・焼却・埋立・資源化 ・再使用
多量ごみ		
犬、猫等の死体	委託	焼却

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	処 分
燃 や す ご み	自己搬入、許可業者	焼却
不 燃 ご み	自己搬入、許可業者	破碎・焼却・埋立
資 源 ご み	自己搬入、許可業者	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭系廃棄物は、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業系廃棄物は、排出者が自ら処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込み）

(ア) 家庭系廃棄物

区 分	排 出 方 法	収集・運搬方法	廃棄物の量
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定ごみ袋に入れ、上端部をしっかりと縛ってステーションに排出</li> <li>指定ごみ袋に入りきらない場合は、ごみ一つにつき45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出</li> <li>排せつ管理支援用具（紙おむつを含む）、腹膜透析バッグ、せん定枝、落ち葉及び草花は、半透明の袋など中身の見える袋に入れて排出可能（ただし、家庭菜園から出る野菜くずや枝、茎などは除く。）</li> <li>せん定枝は、ひもで束ねて排出可能</li> </ul>	週2回 ステーション収集	69,600トン/年
	埋立ごみ <ul style="list-style-type: none"> <li>指定ごみ袋に入れ、上端部をしっかりと縛ってステーションに排出</li> <li>指定ごみ袋に入りきらない場合は、ごみ一つにつき45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出</li> <li>せん定枝は、ひもで束ねて排出可能</li> <li>割れたものは、紙で包み「危険」と表示</li> </ul>		
	燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボルトなどの細かいものは、半透明の袋など中身の見える袋に入れ、上端部をしっかりと縛ってステーションに排出</li> <li>その他のものは、そのまま排出可能</li> <li>自転車は「不用品」と表示</li> <li>ナイフなどの危険物は、刃を紙で包み「危険」と表示</li> </ul>	月1回 ステーション収集
定期収集	小型家電類 <ul style="list-style-type: none"> <li>電池を取りはずしてステーションに排出</li> </ul>		

資源回収	ライター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身を使い切る</li> <li>・ ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>	月2回又は月3回 ステーション収集  月2回 ステーション収集	6,900トン/年	
	容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚れているものはひと洗いする</li> <li>・ 半透明の袋など中身の見える袋に入れ、上端部をしっかりと縛ってステーションに排出</li> </ul>			
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャップをはずす</li> <li>・ 中をひと洗いする</li> <li>・ つぶしてステーションの専用のかごに排出</li> </ul>			
	空き缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャップをはずす</li> <li>・ 中をひと洗いする</li> <li>・ ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>			
	水銀含有製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>			
	フロン回収製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「除湿機」又は「フロン回収製品」と表示してステーションに排出</li> </ul>			
	スプレー缶・カセットボンベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身を使い切って穴を開ける</li> <li>・ ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>			
空き瓶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャップをはずす</li> <li>・ 中をひと洗いする</li> <li>・ 無色透明、茶色、その他の色に3分別する</li> <li>・ ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>	月1回 ステーション収集			
戸別収集	有料戸別収集	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸別収集受付センターに電話で申し込むか、金沢市LINE公式アカウントで申し込む</li> <li>・ 処理券又は予約情報を記載した紙を貼付して、指定日に指定場所に排出</li> <li>・ 戸別収集受付センターに電話で申し込む</li> <li>・ 処理券を貼付して、指定日に指定場所に排出</li> </ul>	随時 有料戸別収集	1,800トン/年
		多量ごみ			
		犬、猫等の死体			1,800体

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）第28条第1項各号に掲げる一般廃棄物（長さ2メートル以上又は重さが55キログラム以上のもの、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機など）については、収集しない。

※ 「指定ごみ袋」とは、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第34条の2第1項に規定する市長が指定する袋をいう。

※ 容器包装プラスチックは、2月から11月までの月で、第5週目に月2回の収集日と同一の曜日がある場合は月3回収集する。

※ 金属は、全体の80パーセント以上が金属でできているもので、一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶を除く。

※ この表の規定にかかわらず、ボランティア清掃ごみや飼い主が不明な犬、猫等の死体については、随時、個別に収集する。

(イ) 事業系廃棄物

区 分	排 出 方 法	収 集 ・ 運 搬 方 法	廃棄物の量
燃やすごみ	事業所ごとに収集運搬許	必要の都度 収集	42,500トン/年
不燃ごみ	可業者との契約のもと指		13,100トン/年
資源ごみ	定された場所に排出		1トン/年

④ 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日	250トン/日
炉 数	170トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

a 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・こん包	
処 理 能 力	12.84トン/日	12.84トン/日

※ それぞれ、空き瓶及び水銀含有製品の保管施設を併設

b 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・こん包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場（第3期）	戸室新保埋立場（第4期）
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1	金沢市戸室新保口480番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル	2,710,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量（見込み）

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	1,100キロリットル/年	7,200キロリットル/年
浄化槽汚泥等	6,100キロリットル/年	

② 処理方法

区 分	収集・運搬	処 分
し 尿 浄化槽汚泥等	許可業者	固液分離及び標準活性汚泥法

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込み)及び方法

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1,100キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	6,100キロリットル/年		
合 計	7,200キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
処 理 方 式	固液分離処理
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町ハ272番地
処 理 方 式	標準活性汚泥法
処 理 能 力	64,800立方メートル/日

4 具体的な施策

(1) 市民・事業者との協働による環境負荷の低減

①食品ロスの削減に向けた取り組みの推進

- ・店舗と直結したフードバンクモデル事業の実施
- ・フードドライブ定期窓口及び常設窓口の設置
- ・地域におけるフードドライブモデル窓口開設の実施
- ・「いいね・食べきり推進店」の登録・利用促進
- ・フードシェアリングサービスの周知啓発
- ・食材使い切り料理教室等の開催 など

②プラスチック資源循環の推進

- ・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施
- ・「環境にやさしい買い物推進店」の登録推進
- ・使い捨てプラスチックの使用抑制と資源循環の周知 など

③家庭系生ごみ・古紙の減量化・資源化の推進

- ・生ごみリサイクル循環システムの運用
- ・電気式生ごみ処理機の購入費の助成
- ・電気式生ごみ処理機の貸し出し
- ・ダンボールコンポストの研修会の開催
- ・集団回収実施団体に古紙等の回収量に応じた奨励金の交付
- ・古紙保管庫等の器材購入費の助成

- ・古紙集団回収実施団体への軽トラック、カート及び台車の貸し出し
- ・古紙回収業者への助成金の交付 など
- ④市民・事業者に対する意識啓発活動の推進
  - ・公式ホームページ、YouTube 及びフェイスブック等 SNS を活用した周知啓発
  - ・ごみ分別アプリ「5374App」の運用
  - ・家庭ごみ24時間AIサポート事業の運用
  - ・ごみの分け方・出し方パンフレットの全戸配布
  - ・かなざわエコフェスタの開催
  - ・いいね金沢環境活動賞の表彰
  - ・子どもから大人まで各世代向けの体験型環境学習の実施
  - ・3Rポスターコンクールの開催
  - ・育児用品リユース市の開催
  - ・家具や自転車の再生及び展示販売
  - ・再使用品交換情報の提供
  - ・地域や大学等への説明会の開催 など
- ⑤その他
  - ・校下(地区)町会連合会に資源(一部)の収集量に応じた奨励金の交付
  - ・商業店舗や公共施設を活用した資源の回収拠点の設置
  - ・ごみステーション器材購入費の助成 など
- (2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進
  - ・事業用生ごみ処理機の購入費及びリース費の助成
  - ・事業系古紙資源化促進協議会の開催
  - ・オフィスペーパーリサイクルの推進
  - ・減量化計画書に基づく大規模事業所への調査及び指導
  - ・ごみ減量化アドバイザーによる事業所への助言・指導
  - ・ごみ内容物調査の実施及び指導
  - ・金沢ビジネスエコアクション賞の表彰
  - ・公式ホームページ及びYouTubeなどを活用した周知啓発
  - ・研修会の開催 など
- (3) 適正で効率的なごみ処理体制の再構築
  - ①不法投棄防止対策
    - ・「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」街頭キャンペーンの実施
    - ・金沢市不法投棄防止強化月間に不法投棄防止ネットワーク会議の開催やパトロール活動の実施
    - ・山間部や沿岸部を中心とした巡回パトロールの実施
    - ・不法投棄防止対策員の設置
    - ・不法投棄防止看板や監視カメラの設置 など
  - ②ルール違反ごみ対策
    - ・ごみステーションの巡回指導
    - ・ごみステーションでの分別推進
    - ・地域の実状に応じた啓発看板や監視カメラの貸与
    - ・廃棄物対策推進員の設置 など
  - ③その他
    - ・要援護者ごみ出しサポート事業の実施
    - ・ごみ収集管理システムの運用 など
- 5 条例規則に基づく審議会
  - (1) 金沢市廃棄物総合対策審議会
    - 廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。



令和4年(2022年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
令和4年(2022年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	